真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務
公募型プロポーザル実施要領

１　事業の趣旨・目的

この要領は、真岡市が発注する、真岡市デマンド交通システム更改業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザルにより受注者の選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

２　本業務の概要

（１）名　　称	真岡市デマンド交通システム更改業務
（２）内　　容	別紙仕様書のとおり
（３）契約期間	契約締結日から令和１４年８月３１日まで
（４）契約限度額	２０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む額。）
（５）契約金の支払い期間	令和９年度から令和１４年度
（６）担当部署及び問合せ先	〒321-4395　栃木県真岡市荒町 5191 番地 真岡市総合政策課交通政策係　担当：吉田 電話：0285-83-8469　　FAX：0285-83-5896 電子メール：sougouseisaku@city.moka.lg.jp

３　参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

（２）真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。

（３）真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（真岡市ホームページ：令和 7・8 年度入札参加資格審査申請（物品製造・購入・委託業務等）について｜https://www.city.moka.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu/10/21325.html）

（４）真岡市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）第 2 条第 1 号又は第 6 条の規定に該当する者でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

（６）過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度）に、真岡市又は他の地方公共団体において、同様の業務実績があること。

なお、同様の業務実績には、実証実験や実証運行等の期間の限定された業務を含むものとし、デマンド交通システムの提供を伴わない支援業務等は含まないものとする。

４　プロポーザル実施の手続き

（１）実施スケジュール

公表から契約候補者選定までのスケジュールは、下記のとおりとする。

なお、日程については変更になる場合がある。

項　　目	年 月 日
実施要領等の公表	令和８年１０月２０日（火）
実施内容等に関する質問受付期限	令和８年１１月　６日（金）午後４時必着
質問に対する回答	令和８年１１月１６日（月）
参加表明書の提出期限	令和８年１１月３０日（月）午後４時必着
第一次審査結果通知日	令和８年１２月　８日（火）
企画提案書の提出期限	令和８年１２月１５日（火）午後４時必着
プレゼンテーション審査	令和９年　１月　４日（月）
第二次審査結果通知日	令和９年　１月下旬
契約締結	令和９年　２月上旬

（２）実施内容等に関する質問及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書（様式第１号）を提出すること。

ア）受付期間：実施要領等公表日～令和８年１１月６日（金）午後４時必着

イ）質疑方法：真岡市オンライン申請システムによる提出

ウ）回答期日：令和８年１１月１６日（月）

エ）回答方法：真岡市ホームページに掲載する。

（３）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第２号）等を作成し、以下の要領により提出をすること。

ア）提出期限：令和８年１１月３０日（月）午後４時必着

イ）提出方法：真岡市オンラインシステムによる提出

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和８年１２月１１日（金）午後４時までに参加辞退届（様式任意）を提出すること。

（４）　提出書類

参加表明書（様式第２号）を提出した者は、下表に掲げる書類を正本１部提出すること。

様式番号	書類名称	記入上の留意点	用紙ｻｲｽﾞ等
様式第２号	参加表明書	記入漏れ、押印漏れのないように留意すること。	所定様式 Ａ４版
様式第３号	業務実績一覧表	既に完了した業務及び現在策定中の業務（５件まで）について記載すること。契約書等の写しを添付すること。	所定様式 Ａ４版
様式第４号	業務実施体制調書	システム構築体制及びシステム保守運用体制の各技術者の氏名、業務内容等について記載すること。連携・協力する企業がある場合にはその内容も記載すること。	所定様式 Ａ４版
―	見積書	５年間（令和９年度～令和１３年度）の総額及び単年度ごとの費用について作成すること。また、項目の内訳がわかるよう価格明細を作成すること。なお、消費税及び地方消費税を差し引いた金額で見積もり、消費税及び地方消費税相当額込みの金額もあわせて記載すること。	任意様式 Ａ４版
―	「法人税」及び「消費税、地方消費税」に未納がないことの証明書	直近３か月以内の証明書を有効とする。写しも可とする。	任意様式

（５）企画提案書の提出

企画提案書は次に定めるところにより作成すること。提出書類については、提出後の修正は認めない。

ア）提出期限　　令和８年１２月１５日（火）午後４時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ）提出場所　　２（６）

ウ）提出方法　　持参（平日の午前９時から午後４時まで）又は郵送（書留郵便に限る）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ）提出資料

第一次審査結果通知書により通知のあった事業者は、下表の書類を正本１部、副本８部提出すること。ただし、様式第５号の提案送付書は、正本１部のみの提出とする。

なお、企画提案書等の提出とあわせ、当該提案書の電子データ（PDF）が保存されているCD-R等を１枚提出すること。

様式番号	書類名称	記入上の留意点	用紙ｻｲｽﾞ等
様式第５号	提案送付書	記入漏れ、押印漏れのないように留意	所定様式 Ａ４判
―	実施計画及び全体スケジュール	別紙仕様書の「７　業務内容」の項目について、順序立てて整理するとともに、想定されるスケジュールを記載すること。	任意様式 Ａ３判　１枚
―	企画提案書		任意様式 Ａ４判 片面印刷 ８枚以内
電子媒体	様式データ	実施計画及び全体スケジュール、企画提案書が保存されたもの。	CD-R等

オ）その他留意事項

①　文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とする。

②　専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

③　１事業者１件の提案に限り、複数の提案は認めない。

（５）企画提案書等提出書類の取扱い

ア）提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は一切認めない。

イ）提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ）企画提案書は、真岡市情報公開条例（平成１１年条例第１号）に基づく公文書公開請求の対象となる。

エ）市は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ）企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて事業者の負担とする。

カ）事業者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ）提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク）選定された者の企画提案書等の著作権は、市に帰属する。

ケ）選定されなかった者の企画提案書等の著作権は、事業者に帰属する。

コ）企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5　選考方法

選考方法は、第一次選考（書類審査）、第二次選考（プレゼンテーション審査）の２段階審査方式とする。

（１）第一次選考（書類審査）

ア）第一次選考は、本実施要領２（６）に規定する担当部署において、審査基準（別表）に基づく客観的評価により、企画提案書を提出することができる者（第二次選考対象者）として、概ね５者を特定する。

イ）第一次選考の結果は、第一次審査結果通知により行い、第二次選考の詳細についても通知する。

（２）第二次選考（プレゼンテーション審査）

第二次選考は、真岡市デマンド交通システム更改業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとし、提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、下記のとおり、企画提案参加者によるプレゼンテーション方式により行うものとする。

なお、委員会は行政職員３名、外部有識者２名の計５名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

ア）実 施 日　令和９年１月４日（月）（変更となる場合もある。）

イ）会　　場　真岡市役所３階会議室（変更となる場合もある。）

ウ）実施時間　１事業者２５分以内（プレゼンテーション１５分程度、質疑応答１０分程度）

エ）出 席 者　１事業者５名以内とし、管理技術者及び主任技術者は必ず出席すること。

オ）留意事項

①　プレゼンテーションは、提出された実施計画及び全体スケジュール並びに企画提案書に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。ただし、事業者の判断でパソコン等を使用してスクリーンに投影し、説明を行う際に使用する資料については、実施計画及び全体スケジュール、企画提案書を補足する内容やシステムのデモンストレーションを含むものとしてもよい。なお、使用するプロジェクター、スクリーンは市で準備する。

②　準備は、前のプレゼンテーションが終了後の調整時間（１０分程度）で行うこと。

6　審査方法等

下記の方法により、契約候補者を選定する。なお、参加申込者が１社でも参加すれば、選定は実施する。

（１）第一次選考の審査方法　　本実施要領５(1)のとおり

（２）第二次選考の審査方法

ア）プレゼンテーションを受けて、委員会が、審査基準（別表）に定める評価項目に基づき、総合的に評価を行い、最優秀者及び次点者を特定し、最優秀者を契約候補者として選定する。なお、参加申込者が１社の場合でも、提案書の内容を審査し、委員会が適切な事業者と判断した場合は、契約候補者として選定する。

イ）審査委員は、評価項目について、あらかじめ設定した審査基準（別表）に基づき、選定委員個人が企画提案書の評価（審査）・採点を行い、その点数を合計する方法により得点を算出して、最も高い得点を得た者を契約候補者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行うものとする。

（３）候補者の選定方法

ア）（２）による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ）最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

（４）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア）提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ）本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ）見積書の金額が２（４）の契約限度額を超える場合

エ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６　選定結果の通知・公表

（１）契約候補者選定後、第二次選考の参加者全員に審査結果を書面にて通知する。また、下記項目について真岡市ホームページに公表するとともに、担当部署において閲覧に供するものとする。

ア）契約候補者の名称及び総合点

イ）ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※契約候補者以外の者については符号により表記し、参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

(2)　前項の規定により選定されなかった者が通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、各項目の採点についての疑義は認めない。

(3)　前項への回答は、同項期限の翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により行う。

7　契約手続

（1）　契約候補者に選定された者と真岡市の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。

（2）　契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した契約辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。

8　その他留意事項

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表　真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務　審査基準

第一次選考

審査項目	配点	評価内容
業務実績	5	過去５年間のデマンド交通システムの提供に関する実績は十分か。
業務実施体制	5	具体的な担当分担業務について示されており、業務履行にあたり適切な人員が配置されているか。
見積額	２０	配点×（提案価格のうち最低見積価格／見積価格）
一次審査計	３０	

第二次選考

審査項目			配点	評価内容
業務工程・支援内容			5	具体的かつ詳細なスケジュールが示されており、適切な工程となっているか。また、市・事業者の役割分担は明確かつ適切であり、市職員の作業量に十分配慮した、全体工程に即した支援が具体的に提案されているか。
提案内容	システムの環境整備		5	システムの運用上必要となる機器・設備等について、具体的かつ適正な内容となっているか。
	システムの導入	システムの内容	４０	システムの汎用性、オペレーターの操作しやすさ、リクエストを受けてから配車するまでの運用方法、運用データの蓄積、保守運用の内容など、提案内容に説得力があり、効率的かつ有効なシステムの提案となっているか。 また、ＡＩの活用やリクエストの受付方法など、仕様書に示す事項の他、専門的な知識と経験から高度かつ具体的な提案がされているか。
	システムの導入支援及び運用		5	システムの運用上必要となるマニュアルや研修等について、具体的かつ適正な内容となっているか。
	セキュリティ対策		１０	セキュリティインシデント発生時に即時検知・対応できる体制が整備されているか。
	独自提案		5	仕様書に示す事項の他、専門的な知識と経験から高度かつ具体的な提案がされているか。
二次審査計			７０	
一次審査と二次審査の合計			１００	